

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案

<予算関係法律案、日切れ扱い>

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う。

現行制度の概要

国が行う道路、河川等に関する事業（直轄事業）について、受益者負担の観点から、都道府県等がその費用の一部を負担



見直しの概要

- 直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理負担金を廃止【法律】
 - ※ 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業（※）に要する費用については、その対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収
- 併せて、直轄事業負担金の業務取扱費を全廃するとともに、公共事業に係る補助金の事務費も全廃【予算】

直轄事業の負担率（道路の場合）

		H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度
新設・改築		国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3
	特定の事業（※）	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10
維持管理		国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10	国 : 10/10 地方 : 0/10

（※）特定の事業：安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の維持管理